

様式 C-19

科学研究費補助金研究成果報告書

平成 23 年 6 月 9 日現在

機関番号 : 34310

研究種目 : 基盤研究 (C)

研究期間 : 2007~2010

課題番号 : 19510283

研究課題名 (和文) 同性婚をめぐる権利運動の理論分析から考える、「家族」の規範研究

研究課題名 (英文) Normative approach to "families" by analyzing the right movements for same-sex marriage theoretically

研究代表者

岡野八代 (OKANO YAYO)

同志社大学・グローバル・スタディーズ研究科・教授

研究者番号 : 70319482

研究成果の概要 (和文) : 同性愛者の運動の分析、とりわけ、同性婚をめぐる議論の分析を中心とした研究を通じて、彼女たちは異性愛中心主義的な家族を模倣しようとしているのではなく、社会的配分やケア関係を維持するために、「家族」を求めていることを突き止めた。さらに、ケアの倫理の社会的意義を探求することで、依存を不可避とする人間存在にとって、現代社会には、ケア関係を維持することを目的とした新しい家族概念が必要であることを提唱した。

研究成果の概要 (英文) : This research can make it clear that activists and theorists' claim for legal recognition of same-sex marriage should be located in the theoretical arguments for the societal importance of protecting care-relationship.

交付決定額

(金額単位 : 円)

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2008年度	900,000	270,000	1,170,000
2009年度	700,000	210,000	910,000
2010年度	800,000	240,000	1,040,000
年度			
総 計	3,400,000	1,020,000	4,420,000

研究分野 : ジェンダー

科研費の分科・細目 : ジェンダー・ジェンダー

キーワード : ケア、ケアの倫理、セクシュアル・マイノリティ、フェミニズム、同性婚、家族、政治学、権利運動

1. 研究開始当初の背景

本研究は、「家族」の規範性を考えることで北米における同性婚の関する議論とケアの倫理をめぐる議論を架橋する試みであり、少子高齢社会を向かえた日本社会において、国家主義に陥ることなく、多様性に開かれた「家族」の重要性を提起しようとするものであった。

したがって、その学術的背景としては、日本における法・権利論としてのセクシュアル・マイノリティ論の不在があった。

申請者が研究対象とする北米では、ソド

ミー法以来の同性愛者たちに関する判例研究、思想史的に同性婚に対する賛否両論を扱う研究、フェミニズムの立場から家父長的家族を批判する議論や、ケアの倫理を重視する立場から私的領域におけるケアと公的領域における正義をいかに統合的に考えるかといった問題を扱う研究を通じて、最近では、「家族」を形成する権利という視点から、従来のシティズンシップ論を問い合わせ直す研究が始まっていた。

他方日本においては、「府中青年の家裁判」(東京高裁平成6年(ネ)1580号)以来、

セクシュアル・マイノリティに関する裁判例が存在しなかったため、法・権利の観点からのセクシュアル・マイノリティ研究は、海外の判例研究のみにとどまっている。また、同性婚の権利については、当事者たちが現在被る不利益について運動論の立場から論じるのみである。同性愛者たちが婚姻を求めることがどのような社会的影響をもたらし、また現在の「家族」の在り方に変容をもたらすのか否か、という点については、理論的な研究は存在しない状況であった。

2. 研究の目的

本研究は、「家族」の規範性を考えることで北米における同性婚の関する議論とケアの倫理をめぐる議論を架橋する試みであり、その目的は、少子高齢社会を向かえた日本社会において、国家主義に陥ることなく、多様性に開かれた「家族」の重要性を提起しようとするものである。

具体的な研究目的については、以下三つに分かれていた。

(1) セクシュアル・マイノリティの権利論・運動論と、フェミニズム理論におけるケアの倫理から考える家族論の架橋をめざす。

(2) 异性愛中心主義や女性性を抑圧するよう作用する現在の家族制度を批判し、かつ、規範的な家族論を構築する。

(3) ケアの倫理の立場からリベラリズム・資本主義を批判すること。

3. 研究の方法

本研究は以下の四つの方法に基づいて行われた。

(1) 主に次の四つの分野における文献収集とその読解・分析。
①セクシュアル・マイノリティの運動史、②同性婚をめぐる賛否両論、③家族法制史、④フェミニズム倫理学。とくに、①については、1969年のニューヨーク・ストーンウォール事件以降の合衆国の運動史を、1)70年代の解放運動期、2)80年代保守反動への対抗期、3)90年代 AIDS 危機期、4)現在に至る「婚姻権」運動期、に分けながら、雑誌・新聞記事・研究書を中心に資料収集された。

(2) 海外研究協力者との共同研究。本研究では、次の四人の海外研究協力者から、知見を乞いながら、それぞれの国でどのような運動、研究がなされているのかを調査した。

①朴宣英（韓国女性開発局研究員）：民主化以降女性政策を積極的に推進している韓国において、日本同様深刻な少子社会問題に対応するために、いかなる家族論が行われているのか。また、そのような議論に対する、セクシュアル・マイノリティ運動団体の動向について。

②Fina Birules（スペイン、バルセロナ大学、哲学教授）：同性婚を認める5カ国の中でもとりわけカソリック教会の影響が非常に強いスペインにおいて、どのような観点から同性婚が認められるに至ったのか、同性婚をめぐるスペインの議論状況について。

③Mary Becker（合衆国、DePaul University College of Law、家族法教授）：2004年合衆国大統領選挙以後の合衆国における同性婚に対する反対論と、家族法史における「家族」制度理解について。

④サンダース・宮松敬子（カナダトロント在住、元日経新聞トロント支社記者）【『カナダのセクシュアル・マイノリティたち——人権を求めつづけ』（教育資料出版会、2005年）をフリーランスのジャーナリストとして執筆するために、コミュニティレヴェルでのカナダの同性愛者たちの権利獲得運動を10年以上かけて取材】：2006年全国レベルにおける同性婚法成立以後のカナダにおける同性愛者運動のあり方について。

(3) (1) (2) の研究成果を踏まえたうえでの、「家族」の社会的意味の探究。

同性婚をめぐる賛否両論について、思想史的な観点と運動論的な観点を統合する。思想的には、「家族」という制度の神聖さ、その生物学的根拠、私有財産権・資本主義との関連を明らかにする。他方で、同性婚の具体的利害関係者である同性愛者たちにとっては、現在の家族が婚姻関係を中心として成立し、かつ社会保障制度や様々な社会慣習上の扱いが家族を一単位とみなす限り、婚姻は決してプライバシーの権利や自己決定権にのみ関する問題ではなく、社会保障上重要な意味を帯びた制度である。したがって、思想的に意味される「家族」と当事者にとっての「家族」との重なり合い、あるいは、差異を明らかにすることを通じて、現代に必要とされる「家族」の在り方を分析する。

(4) ケアの倫理をめぐる議論の総括。

「ケアの倫理」研究に関して日本では、応用倫理学の分野において、とりわけ川本隆史教授（東京大学大学院教育学研究科）の研究によって、正義とケアの倫理を兼ね備えた社会構想が試みられている。しかしながら、川本隆史編集『ケアの社会倫理学——医療・看護・介護・教育をつなぐ』（有斐閣選書、2005年）において明らかにされているように、ケアの倫理はその母性主義の傾向のために、ケアの倫理の強調はケア労働の現場において女性搾取につながることが懸念される。本年度は、過去2年の同性婚問題と家族法研究を活かしつつ、主流の政治学が否定的に捉えてきた家族という社会的構成について、他者とのニーズの分有とケアを通じた相互依存関係という観点から、これまでフェミニズム理論内で論じられてきたケアの倫理を巡る議

論を総括する。

4. 研究成果

家族の営みを人間の条件の一つである「依存」と「他者からのケア」と捉えつつ、そこから新しい自由論を展開することを務めた。そこに、セクシュアル・マイノリティが求める新しい家族の形と、日々の家族という営みとのつながりを見いだすことに成功した。

具体的な成果として、以下の成果が得られた。

(1) セクシュアル・マイノリティの権利論・運動論と、フェミニズム理論におけるケアの倫理から考える家族論の架橋をめざし、そこから規範的な家族論を構築した：フェミニズム理論は、近代家族は家父長制的家族として、あるいは国民国家を担う国民形成の重要な制度として、批判的に論じられてきた。したがって、同性婚に対しては、近代家族の枠組みに自ら囚われることをなぜ望むのか、あるいは、そもそも家族という制度が21世紀にも必要なのか、として疑問視される傾向にあった。しかしながら、ひとは他者のケアなしには、一人の人間と「なる」ことはなく、全てのひとは、かつて他者からのケアを受け、また生涯にわたり、ケアされる・する関係性を続けていくことを考えれば、生死に関わるニーズを他者と分有し、満たしあう関係性は、すべてのひとに保障されるべき関係性だと言える。その意味で、同性婚を求めるひとびとの言説とケアの倫理とを架橋することで、国民国家を支える道徳的聖域としての家族制度とは異なる、新たな「家族」像を提示した。

(2) 国民国家・家族・個人の三位一体の脱構築的な研究を遂行した：家族をケアされる場、平和が保たれる場、傷つきやすい者たちが集い、記憶を保持する場として定義することで、暴力装置を独占する、巨大な暴力装置に対抗し得る場としての、家族という新しい概念を提示した。

(3) ケアの倫理の立場から、リベラリズム・資本主義を批判する研究を遂行した：歐米のフェミニズム研究において、主流のシティズンシップ論においては公的参加を妨げるとして否定的に扱われてきた私的領域におけるケア労働に対して、ケア労働を「ケアへの権利」という積極的な権利要求と考える論考がいくつか現れ始めた。もっとも傷つきやすい立場におかれた者へのケアを国民国家の存在意義とする福祉国家論を射程に入れながら、キャロル・ギリガンの『もう一つの声』(1982年)以降、フェミニズム理論においても母性主義・本質主義として批判されがちであったケアの倫理の現代的意義を抽出した。

なお、以上の研究成果は、2009年9月15

日に受理された、「フェミニズム理論により政治思想批判——「ケアの倫理」再考」として発表した。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計5件)

すべて岡野八代の単著

- ① 規範理論における主題としての「家族」
『立命館法学』333+334号：329-364頁。2010年。査読無
- ② 「家族の新しい可能性へ—国家からの家族の解放はどこまで可能なのか？」
『ジェンダーと法』7号：51-64頁。2010年。査読無
- ③ 「家族の時間・家族のことば—政治学から／政治学への接近の可能性」
『現代思想』37卷2号：180-199頁。2009年。査読無
- ④ 「フェミニズムにおける公共性「問題」」
『立命館法学』6号：38-61頁。2008年。査読無
- ⑤ 「シティズンシップ論再考—責任論の立場から」
『年報政治学』2号：122-141頁。2007年。査読無

〔学会発表〕(計2件)

- ① 岡野八代 ジェンダー法学会「新しい家族の可能性に向けて」『シンポジウム I 家族法改正』報告@神奈川大学(2009年12月6日)
- ② 岡野八代 日本平和学会「フェミニズムが構想する平和」『シンポジウム 平和を担保する—シティズンシップの可能性』報告@恵泉女学園大学(2009年6月14日)

〔図書〕(計6件)

すべて岡野八代の単著論文

- ① 「つながる・つなぐー複数の、具体的な個人の間の、偶発的な集まりからの政治」『政治の発見 1 生きる』風行社：21-57頁。2010年
- ② 「消極的・積極的自由論の手前で」『自由への問い 7 家族—新しい「親密圏」を求めて』岩波書店：29-59頁。2010年
- ③ 「家族からの出発—新しい社会の構想に向けて」『家族を越えて』新曜社：33-63頁。2009年

- ④ 「近代思想における「愛」の虚偽」
『性／愛の哲学』岩波書店：65-90
頁。2009年
- ⑤ 『シティズンシップの政治学——国民・
国家主義批判 増補版』白澤社：302頁。
2009年
- ⑥ 「フェミニズムと法・国家論」
『ジェンダーの基礎理論と法』東北
大学出版会：267-291頁。2007年

6. 研究組織

(1)研究代表者

岡野 八代 (OKANO YAYO)
同志社大学・グローバル・スタディーズ研
究科・教授
研究者番号：70319482

(2)研究分担者

なし

(3)連携研究者

なし